

馬頭町・小川町合併協議会
第3回協議会資料(その1)

平成 16 年 12 月 16 日

馬頭町山村開発センター

【 目 次 】

(1) 協議事項 (P1 ~ P132)

(その1)

協議第 4号の2	新町の名称について	(協定項目 3)	P 1
協議第 20号の2	新町建設計画について	(協定項目 2 6)	P 6
協議第 21号	財産及び債務の取扱いについて	(協定項目 5)	P 7
協議第 22号	一部事務組合等の取扱いについて	(協定項目 1 4)	P 13
協議第 23号	使用料、手数料等の取扱いについて	(協定項目 1 5)	P 17
協議第 24号	補助金、交付金等の取扱いについて	(協定項目 1 7)	P 43
協議第 25号	国民健康保険事業の取扱いについて	(協定項目 2 0)	P 49
協議第 26号	介護保険事業の取扱いについて	(協定項目 2 1)	P 54
協議第 27号	電算システムの取扱いについて	(協定項目 2 4)	P 59
協議第 28号	広報広聴関係事業について	(協定項目 2 5 - 2)	P 66

(その2)

協議第 29号	保健予防事業について	(協定項目 2 5 - 6)	P 69
協議第 30号	障害者福祉事業について	(協定項目 2 5 - 7)	P 87
協議第 31号	高齢者福祉事業について	(協定項目 2 5 - 8)	P 96
協議第 32号	児童福祉事業について	(協定項目 2 5 - 9)	P107
協議第 33号	保育事業について	(協定項目 2 5 - 1 0)	P111
協議第 34号	その他の福祉事業について	(協定項目 2 5 - 1 1)	P117
協議第 35号	環境対策事業について	(協定項目 2 5 - 1 2)	P120
協議第 36号	その他の事業について	(協定項目 2 5 - 1 9)	P129

(2) その他 (P133 ~ P134)

馬頭町・小川町合併協議会議会の議員の定数及び任期等検討委員会に
ついて

P133

協議第4号の2

新町の名称について（協定項目3）

新町の名称について、次のとおり提案する。

新町の名称については、「新町名称候補募集要領」を定め、馬頭町及び小川町の町民から名称の候補を募集し、協議会で決定する。

平成16年11月22日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

新町名称選定要領(案)

1 選定基準

名称の候補は、漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組合せにより表記された読み書きが容易な名称で、「馬頭」、「小川」及び「那須南」と同じ名称でないもの(ひらがな、カタカナも同様とする)の中から、次の から までの条件の1つ以上に該当する作品を選定するものとする。

- 2町が地理的にイメージできる名称
- 2町の特徴を表す名称
- 2町の歴史・文化にちなんだ名称
- 新町を対外的にアピールできる名称
- 住民の理想・願いにちなんだ名称
- その他新町としてふさわしい名称

2 選定方法

(1) 事前審査(協議会事務局)

応募作品について、最低限の記載(名称・住所・氏名)のないもの及び「新町名称候補募集要領」の応募の制限に抵触するものについて事前に審査し、これらのものについては第一次選定の対象から除外するものとする。

(2) 第一次選定(調整会議)

応募数の多かった名称の上位20点程度及び応募作品から調整会議委員が選んだ作品を第一次選定候補とし、新町の名称としてふさわしいと考えられる名称の候補10作品程度を選定するものとする。

(具体的作業)

事務局は、応募作品の集計を行い、応募作品一覧表等の参考資料を作成するものとする。

応募数の多かった名称の上位20点程度及び応募作品から調整会議委員が選んだ作品を第一次選定候補とするものとする。

上記作品の中から、調整会議において協議により10作品程度を選定するものとする。

なお、協議による選考が困難な場合は、調整会議委員による投票で選定するものとする。投票は、各調整会議委員がそれぞれ5作品を選んで投票し、得票の多い順に第10位までの作品を候補として選定するものとする。

(3) 第二次選定(協議会)

(具体的作業)

選定基準により、新町にふさわしい名称を決定することとし、第一次選定(調整会議)で選定された作品の中から1作品を選定し、新町の名称として確認するものとする。

協議会の正・副会長及び委員による無記名投票を行うものとする。

投票により得票数1位及び2位の作品を最終候補とし、協議により新町の名称として1作品を選定し、確認するものとする。

なお、協議によることが困難な場合は、決選投票により最多得票を得た作品を新町の名称として確認するものとする。

3 応募作品の補作

応募作品をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で補作することができるものとする。

4 選定にあたっての留意点

新町の名称の選定にあたっては、その名称を応募した理由等について、十分留意するものとする。

第二次選定に係る投開票の進め方について（案）

第二次選定（協議会）では、第一次選定で選定された作品の中から、協議会の正副会長及び委員（以下「委員等」という。）による投票により、得票数 1 位及び 2 位の作品を最終候補とし、協議により 1 作品を選定し、新町の名称として確認するものとする。

なお、協議によることが困難な場合は、決選投票により最多得票を得た作品を新町の名称として確認するものとする。

1 第二次選定候補等の周知

会長は、第二次選定候補作品一覧表を第二次選定を行う協議会前に、委員等に送付する。

会長は、第二次選定を行う日（投票を行う協議会の開催日）を通知する。

2 投票

投票は、協議会会場で行うこととする。

投票用紙は、別紙様式 1 のとおりとする。

投票の順序は、会長、副会長、委員の順とする。

投票は無記名とし、投票用紙に記載されている第二次選定候補作品の中から、名称候補一つを選定し、符号欄に丸印（ ）を付すものとする。

投票用紙記入上の留意事項

・二つ以上の名称候補に丸印が付いている場合は、無効とする。

・欄を誤って丸印を付けた場合は、二重線で消し、新たに丸印を付すものとする。

投票用紙は、事務局職員が名簿と照合しながら配布し、委員等は自席で記入し、投票箱に投函する。

3 開票

開票は、協議会会場で行うこととする。

開票事務は、事務局職員が行うこととする。

開票立会人は、当日の会議録署名人とする。

同一名称ごとに票をまとめ、その名称と数を点検し、さらに、会長、副会長及び開票立会人に回付して確認を得るものとする。

会長、副会長及び開票立会人の確認が終了したら、名称ごとの得票数を集計し、得票順に一覧表を作成して協議会に提出する。

4 決選投票（協議によることが困難な場合）

決選投票の投開票については、前記 2、3 の例による。

投票用紙は別紙様式 2 とし、名称候補一つを記載する。

決選投票により同数となった場合は、協議により決定する。

5 投開票録

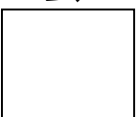
投開票録を作成する。

投開票録の署名人は、会長及び開票立会人とする。

新町名称第二次選定投票用紙

投票は、第一次選定候補の名称欄上の符号欄に「」印を一つ付けてください。

符号欄	番号	第二次選定候補の名称



別紙様式2

馬頭町・小川町合併協議会

新町名称第二次選定決選投票用紙

投票は、名称候補一つを記載してください。

--	--

馬頭町・小川町合併協議会

協議第20号の2

新町建設計画について（協定項目26）

新町建設計画について、次のとおり提案する。

新町建設計画は、別添「新町建設計画（素案）」を基本とし、合併協定書の調印までに決定するものとする。

平成16年12月3日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

協議第 2 1 号

財産及び債務の取扱いについて（協定項目 5）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 . 2 町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
- 2 . 財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 総務・企画

分科会 管財・財政

協 議 事 項	5 財産及び債務の取扱い	関連項目	
調整の方針	1．2町の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。 2．財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。		

区 分 (H15年度末)		現 況								調整の具体的内容		
		馬頭町				小川町						
		土地(m ²)	建物(m ²)			土地(m ²)	建物(m ²)					
			木造	非木造	計		木造	非木造	計			
公有財産	行政財産	本庁舎	9,710	297	1,894	2,191	2,490	88	1,584	1,672	2町の所有する公有財産等は、すべて新町に引き継ぐものとする。	
		学 校	222,472	3,943	23,682	27,625	79,147	503	16,503	17,006		
		公 園	33,317	40	21	61	70,231	98	168	266		
		その他	359,444	10,948	22,006	32,954	102,050	2,906	15,026	17,932		
		計	624,943	15,228	47,603	62,831	253,918	3,595	33,281	36,876		
	普通財産	山 林	934,325				252,817					
		その他	108,144	1,824	97	1,921	28,354	164	7	171		
		計	1,042,469	1,824	97	1,921	281,171	164	7	171		
		立 木	推定貯積量	22,112			推定貯積量	4,662				
		並木杉	1本				1本					
物 品	車両等					車両等						

区 分	現 況 (単位：千円)			調整の具体的内容
	名 称	馬頭町	小川町	
基金残高 (H15年度末)	財政調整基金	459,374	103,011	2町の所有する基金は、すべて 新町に引き継ぐものとする。
	減債基金	121,752	211,986	
	公共施設整備基金	761,055		
	教育施設整備基金		2,760	
	消防施設基金		6,783	
	庁舎建設基金	303,910		
	ふるさと創生事業基金		200,100	
	長寿社会福祉対策基金		97,454	
	地域振興基金	35,982		
	地域福祉基金	321,826		
	ふくしの町づくり基金		157,533	
	農村活性化基金	10,000		
	図書館振興基金	44,721		
	美術館整備基金	65,352		
	人材育成基金	103,662		
	奨学基金		141,266	
	国民健康保険財政調整基金	152,499	351,790	
	国民健康保険高額療養資金貸付基金	2,000		
	介護給付費準備基金	60,942	12,694	
	簡易水道事業基金		22,051	
	下水道事業基金		6,829	
	農業集落排水事業基金		690	
	水道事業減債積立金	16,705		
	水道事業建設改良積立金	40,724		
	土地開発基金	311,893	170,499	
	うち現金預金	258,958	167,608	
うち土地	52,935	2,891		
合 計	2,812,397	1,485,446		

区 分	現 況 (単位：千円)			調整の具体的内容
	名 称	馬頭町	小川町	
出資による権利 及び有価証券 (H15年度末)	【出資による権利】			2町の所有する出資による権利及び有価証券は、すべて新町に引き継ぐものとする。
	(財)とちぎ総合研究機構出捐金	238	118	
	(財)栃木県国際交流協会基金出捐金	480		
	(財)栃木県高齢者総合センター出捐金	240		
	栃木県農業信用基金協会出資金	4,110	2,740	
	(財)栃木県農業振興公社出捐金		1,994	
	(財)栃木県森林整備公社出捐金	800	400	
	栃木県信用保証協会出捐金	3,307	1,944	
	栃木県林業従事者育成確保基金出資金	6,458		
	(財)とちぎ県産品振興協会出捐金	90		
	(財)栃木県暴力追放県民センター出捐金	615		
	(財)栃木県農業後継者育成基金出捐金	3,240		
	栃木県漁業信用基金協力出資金	100		
	(財)栃木県建設技術センター出捐金	48		
	(財)栃木県肝臓バンクセンター出資金	690		
	(財)砂防フロンティア整備推進機構出資金	60		
	馬頭町水道事業出資金	32,630		
	(財)馬頭町奨学会出資金	2,000		
	(株)まほろばおがわ出資金		20,000	
	栃木県町村土地開発公社出資金	200	200	
	(財)栃木県シルバー人材センター出捐金		32	
	とちぎ健康福祉協会公益事業用財産出捐金		88	
	合 計	55,306	27,516	
【有価証券】				
(株)馬頭むらおこしセンター	17,000			
合 計	17,000			

区 分	現 況 (単位：千円)			調整の具体的内容
	名 称	馬頭町	小川町	
地方債残高 (H15年度末)	一般公共事業債	122,091	3,400	2町の有する地方債は、 すべて新町に引き継ぐもの とする。
	一般単独事業債	973,668	2,450,306	
	公営住宅建設事業債	331,634		
	義務教育施設整備事業債	126,345	167,642	
	公共用地先行取得等事業債	146,670		
	災害復旧事業債	41,224	30,691	
	過疎対策事業債 (一般会計)	2,635,157		
	〃 (特別会計)	159,217		
	財源対策債	58,871	101,285	
	減収補てん債		9,500	
	臨時財政特例債	2,773	2,611	
	減税補てん債	276,389	190,204	
	臨時税収補てん債	59,941	35,582	
	臨時財政対策債	699,600	488,600	
	調整債	9,177		
	都道府県貸付金	190,411	84,015	
	特定資金公共投資事業債	976	921	
	簡易水道事業債	363,693	365,159	
	下水道整備事業債	632,919	1,697,467	
	農業集落排水事業債	202,538	272,728	
上水道事業債	1,534,338			
合 計	8,567,632	5,900,111		

区分	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
財産区	<p>【馬頭町馬頭財産区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 1,426,263m² ・立木の推定貯積量 45,736 (平成15年度末現在) <p>【馬頭町武茂財産区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 877,948m² ・立木の推定貯積量 44,159 (平成15年度末現在) <p>【馬頭町大内財産区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 383,856m² ・立木の推定貯積量 17,936 (平成15年度末現在) <p>【馬頭町大山田財産区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地 198,360m² ・立木の推定貯積量 23,132 (平成15年度末現在) 	該当なし	財産区有財産は、財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

協議第 2 2 号

一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 1 4）

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．南那須地区広域行政事務組合、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。
- 2．財団法人馬頭町奨学会については、合併時までに調整するものとする。
- 3．株式会社馬頭むらおこしセンター及び株式会社まほろばおがわについては、現行のとおりとするものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 企画部会他 3 部会 分科会名 企画調整他 4 分科会

協 議 事 項	1 4 一部事務組合等の取扱い	関連項目	
調 整 の 方 針	1．南那須地区広域行政事務組合、栃木県市町村消防災害補償等組合、栃木県市町村議会議員公務災害補償等組合、栃木県市町村職員退職手当組合及び栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。 2．財団法人馬頭町奨学会については、合併時までに調整するものとする。 3．株式会社馬頭むらおこしセンター及び株式会社まほろばおがわについては、現行のとおりとするものとする。		

区分	現 況	調整の具体的内容
一 部 事 務 組 合	<p>【南那須地区広域行政事務組合】</p> <p>1．事務所の位置 烏山町大字大桶 8 7 2 番地</p> <p>2．事務所の名称 南那須地区広域行政センター</p> <p>3．設立の年月日 昭和 4 7 年 4 月 1 日</p> <p>4．構 成 町 4 町（南那須町 烏山町 馬頭町 小川町）</p> <p>5．共同処理事務</p> <p>(1)し尿の収集、運搬、処分及び委託に関する事務並びにし尿処理施設の維持管理に関する事務</p> <p>(2)一般廃棄物処理業（し尿取扱業）の許可及びし尿浄化槽清掃業の許可に関する事務</p> <p>(3)共同ごみ処理施設の設置及び維持管理に関する事務</p> <p>(4)南那須地区総合健康管理センターの設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(5)准看護学校の設置及び管理に関する事務。ただし、運営は社団法人南那須医師会に委託</p> <p>(6)医療法に基づく病院の開設及び管理運営に関する事務</p> <p>(7)救急医療対策事業のうち在宅当番医制事業及び病院群輪番制病院運営事業の実施に関する事務</p> <p>(8)介護保険法に基づく介護認定審査会の設置及び管理運営、並びに介護認定審査会に対する審査及び判定の依頼に関する事務</p> <p>(9)消防に関する事務（消防団に関する事務を除く）</p> <p>(10)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス設置工事届の受理に関する事務</p> <p>(11)教育センター設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(12)火葬場の設置及び管理運営に関する事務</p> <p>(13)学校における教育課程、学習指導、進路指導その他専門的事項の指導に関すること</p> <p>(14)校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること</p> <p>(15)教科書の採択に関すること</p> <p>(16)心身障害児の心身の故障の種類、程度等の判断に関すること</p> <p>(17)視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関すること</p> <p>(18)社会教育における関係町の区域にわたる講演会、講習会その他社会教育のため集会の開催に関する援助及びその奨励に関すること</p> <p>(19)社会教育における関係町の区域にわたる芸術、文化、体育、スポーツその他社会教育に関する諸団体の援助及びその奨励に関すること</p> <p>(20)社会教育における情報の交換及び関係町の区域に共通な調査研究に関すること</p>	<p>南那須地区広域行政事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>

区分	現況	調整の具体的内容
一部事務組合	<p>【栃木県市町村消防災害補償等組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和28年3月25日</p> <p>3. 構成 栃木県内全市町村</p> <p>4. 共同処理事務 (1)非常勤消防団員に係る損害補償事務 (2)消防法第36条の3第1項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力したものに係る損害賠償事務 (3)水防法第6条の2第1項の規定による水防団長又は水防団員に係る損害賠償事務 (4)水防法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害賠償事務 (5)災害対策基本法第84条第1項の規定による応急処置の業務に従事した者に係る損害賠償事務 (6)消防組織法第15条の8の規定による退職報償金の支給事務 (7)消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第3条の規定に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金との契約の締結事務</p>	<p>栃木県市町村消防災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
	<p>【栃木県町村議会議員公務災害補償等組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和43年11月1日</p> <p>3. 構成 栃木県内全町村</p> <p>4. 共同処理事務 組合加入町村の議会の議員の公務上の災害、または通勤による災害に対し補償事務</p>	<p>栃木県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
	<p>【栃木県市町村職員退職手当組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和39年7月1日</p> <p>3. 構成 42市町村及び22の一部事務組合</p> <p>4. 共同処理事務 市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務</p>	<p>栃木県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>
	<p>【栃木県自治会館管理組合】</p> <p>1. 事務所の位置 栃木県宇都宮市昭和1-2-16(自治会館内)</p> <p>2. 設立の年月日 昭和50年1月16日</p> <p>3. 構成 県内全市町村</p> <p>4. 共同処理事務 栃木県自治会館の管理及び運営</p> <p>5. 備考 栃木県自治会館は、管理組合が基金と自治会館の使用料により運営している。</p>	<p>栃木県自治会館管理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>

区分	現況	調整の具体的内容
財団法人・第三セクター	<p>【財団法人 馬頭町奨学会】</p> <p>1. 事務所の位置 馬頭町大字馬頭555</p> <p>2. 設立の年月日 昭和42年4月17日</p> <p>3. 役員 12名</p> <p>4. 基本財産 71,030,785円(うち町出資額 2,000,000円)</p> <p>5. 事業 (1)学資の貸与 (2)図書費の賞与 (3)学資を受ける学生生徒の補導</p> <p>6. 備考 次期繰越収支差額 3,027,308円(平成15年度決算)</p>	財団法人馬頭町奨学会については、合併時まで調整するものとする。
	<p>【株式会社 馬頭むらおこしセンター】</p> <p>1. 事務所の位置 馬頭町大字北向田183-1</p> <p>2. 設立の年月日 平成10年7月29日</p> <p>3. 役員 14名</p> <p>4. 資本金 49,250,000円(うち町出資額 17,000,000円)</p> <p>5. 事業 (1)菓子、漬物、木工品等の土産品の販売 (2)食堂の経営 (3)農林水産物の販売及び加工</p> <p>6. 備考 当期末処分利益 36,449,973円(第14期決算)</p>	株式会社馬頭むらおこしセンターについては、現行のとおりとするものとする。
	<p>【株式会社 まほろばおがわ】</p> <p>1. 事務所の位置 小川町大字小川1065</p> <p>2. 設立の年月日 平成13年11月6日</p> <p>3. 役員 3名</p> <p>4. 資本金 30,000,000円(うち町出資額 20,000,000円)</p> <p>5. 事業 (1)温泉施設及び宿泊施設の経営 (2)飲食店の経営 (3)食料品店、物産品店等の経営 (4)不動産の管理業務</p> <p>6. 備考 当期末処分利益 21,829,312円(第2期決算)</p>	株式会社まほろばおがわについては、現行のとおりとするものとする。

協議第 2 3 号

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目 1 5）

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整する。

- (1) 使用料等については、現行を基本とし、合併時までに調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。
- (2) 手数料については、合併時に統一するものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 総務他 6 分科会名 総務他 1 8

協議事項	1 5 使用料、手数料等の取扱い	関連項目	
調整の方針	使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに負担の公平性の原則により、次のとおり調整するものとする。 (1) 使用料等については、現行を基本とし、合併時まで調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。 (2) 手数料については、合併時に統一するものとする。		

事務事業名		現 況		調整の具体的内容
区分	部会	馬 頭 町	小 川 町	
使 用 料	保健 福祉	総合福祉センター 高齢者生産活動施設	総合福祉センター 児童館	使用料等については、現行を基本とし、合併時まで調整に努めるものとする。なお、類似する施設の使用料は、可能な限り均衡を図るものとする。
	産業	緑の交流空間施設 緑地等利用施設 緑地等休養施設 特産品生産施設 観光乗馬施設 県産材利用宿泊施設 町営温泉浴場 定住センター ふるさとセンター 地域情報発信施設 交流促進施設 青少年旅行村	総合交流ターミナル施設 まほろばの湯湯親館 まほろば農園 特産品展示販売施設 ふるさと館 ふるさとの森公園 カタクリ山公園	
	建設	馬頭公園		
	教育	美術館 山村開発センター 郷土資料館 子どもの森 総合体育館 西体育館 武道館 町民水泳プール 町民運動場 武茂地区運動広場 盛谷地区健康増進施設 林業者等健康増進施設 学校開放施設	中央公民館 町民体育館 緑化運動公園 武道館 弓道場・御霊神社弓道場 町民プール 小川中学校体育館兼講堂 小学校体育館兼講堂、夜間照明施設	

使用料【保健福祉】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【馬頭町総合福祉センター】

【総合福祉センター】

合併時に次のとおり再編するものとする。

1. 施設使用料

種別	区分	金額	備考
集会室	1室1日	60,000円	使用料の徴収対象者 1 営利を伴う使用及び私的集会 (1) 4時間以内は2で除した額 (2) 1室の半分を利用するときは半額 2 町長が認めた町外者 (1) 町外者は金額の2倍
研修室	1室1日	11,000円	
教養娯楽室	1室1日	11,000円	
厨房	1月	100,000円	1 光熱水費自己負担 2 設備維持管理費別途徴収
入浴料	成人	400円	
	65歳以上 小学生以下	200円	
	乳幼児 (3歳以下)	無料	

1. 施設使用料

区分	単位	使用料	備考
集会室	(月～金)	1時間当たり	3,000円
	(土・日・祝)	1時間当たり	3,400円
研修室		1時間当たり	500円
教養娯楽室		1時間当たり	400円
		1時間当たり	400円
厨房		1月当たり	50,000円
入浴料	成人	1回	400円
	65歳以上 小学生以下	1回	200円
	乳幼児 (3歳以下)	1回	無料

2. ディサービス使用料

区分	金額	備考
1回の利用につき	700円	

2. ディサービス使用料

区分	金額	備考
1回の利用につき	700円	

3. 居室使用料

対象収入による階層区分	入居者負担金(日額)	備考
1,200,000円以下	200円	
1,200,001円～1,400,000円	400円	
1,400,001円～1,600,000円	600円	
1,600,001円～1,800,000円	800円	
1,800,001円～2,000,000円	1,000円	
2,000,001円以上	1,200円	

3. 居室使用料

対象収入による階層区分	入居者負担金(日額)	備考
1,200,000円以下	200円	
1,200,001円～1,400,000円	300円	
1,400,001円～1,600,000円	500円	
1,600,001円～1,800,000円	700円	
1,800,001円～2,000,000円	900円	
2,000,001円以上	1,100円	

使用料【保健福祉】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【高齢者生産活動施設】

【高齢者生産活動施設】

種別	区分	金額	備考
管理 所	厨房	1室1日につき 5,000円	1 1日に満たないときは時間割 (使用料を8で除した金額)とする。 2 町外者は金額の2倍とする。
	和室	1室1日につき 4,000円	
	茶室	1室1日につき 7,000円	
陶芸館	1室1日につき 5,000円		
木工館	1室1日につき 3,000円		
民舞館	1室1日につき 3,000円		

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

町民は無料。ただし、営利を目的とする利用又は私的集会等の利用については使用料を徴収する。

使用料【保健福祉】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【小川町総合福祉センター】

【総合福祉センター】

合併時に次のとおり再編するものとする。

施設区分		使用時間区	使用料	
あじさいホール	全館	月曜～金曜 午前9時～午後5時	1時間につき 3,800円	
		午後5時～午後10時	1時間につき 4,600円	
		全日	48,000円	
	土曜～日曜 (祝・祭日)	午前9時～午後5時	1時間につき 4,200円	
		午後5時～午後10時	1時間につき 5,000円	
		全日	53,000円	
	一部使用	ステージ (客席を除く。)	月曜～金曜 午前9時～午後5時	1時間につき 900円
			午後5時～午後10時	1時間につき 1,100円
			全日	11,000円
		控室	土曜～日曜 (祝・祭日)	午前9時～午後5時
午後5時～午後10時			1時間につき 1,200円	
全日			13,000円	
ピアノ(備付け)	使用につき	3,000円		
すこやか共生館	多目的集会室	午前9時～午後10時	1時間につき 500円	
		全日	5,000円	
	小会議室	午前9時～午後10時	1時間につき 100円	
		全日	1,000円	
	福祉浴室	午前9時～午後10時	1時間につき 500円	
	多機能部屋	午前9時～午後10時	1時間につき 500円	
		全日	5,000円	
	調理室	午前9時～午後10時	1時間につき 500円	
		全日	5,000円	
	和室	午前9時～午後10時	1時間につき 200円	
全日		2,000円		
ゲートボール場		無料		

区分		単位	使用料	
あじさいホール	全館	月曜～金曜	1時間当たり 4,200円	
		土曜～日曜 (祝・祭日)	1時間当たり 4,600円	
	一部使用	ステージ (客席を除く。)	月曜～金曜	1時間当たり 1,000円
			土曜～日曜 (祝・祭日)	1時間当たり 1,100円
	控室	月曜～金曜	1時間当たり 700円	
		土曜～日曜 (祝・祭日)		
	ピアノ(備付け)		使用につき	3,000円
	すこやか共生館	多目的集会室	西側	1時間当たり 500円
			東側	1時間当たり 300円
		小会議室	1時間当たり	100円
福祉浴室		1時間当たり	500円	
多機能部屋		1時間当たり	500円	
調理室		1時間当たり	300円	
和室		1時間当たり	200円	
ゲートボール場			無料	

使用料【保健福祉】

現況の使用料(平成16年度)

施設区分	行為の種類	単 位	使用料
園 地	行商、露天その他これらに類するもの 展示会、博覧会その他	1平方メートルにつき日額	30円
	業としての写真及び映画撮影	日 額	530円

あじさいホール及びすこやか共生館を南那須地区広域圏(小川町、馬頭町、烏山町、南那須町をいう。)以外の居住するものが使用する場合は、使用料に100分の120を乗じて得た額とする。

あじさいホール及びすこやか共生館を、営業、商業宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

【小川町児童館】

無料

調整の具体的内容

施設区分	行為の種類	単 位	使用料
園 地	行商、露天その他これらに類するもの 展示会、博覧会その他	1平方メートルにつき日額	30円
	業としての写真及び映画撮影	日 額	530円

あじさいホール及びすこやか共生館を南那須地区広域圏以外の居住するものが使用する場合は、使用料に100分の120を乗じて得た額とする。

あじさいホール及びすこやか共生館を、営業、商業宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

【児童館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

使用料【産業】				
現況の使用料(平成16年度)			調整の具体的内容	
【馬頭町緑の交流空間施設】			【緑の交流空間施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 【緑地等利用施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 【緑地等休養施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 【特産品生産施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 【観光乗馬施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
種別	区分	金額		
緑の交流館	宿泊室	6畳室1泊につき		5,000円
		18畳室1泊につき		15,000円
	会議室	1団体1日につき		1,000円
	調理室	1団体1日につき		2,000円
森林体験施設	1団体1日につき	1,000円		
【馬頭町緑地等利用施設】				
種別	区分	金額		
管理棟 研修室	午前9時から正午まで	320円		
	正午から午後5時まで	530円		
広場	1日 1平方メートル	20円		
使用料は無料。ただし営利を目的とする利用は使用料を徴収する。				
【馬頭町緑地等休養施設】				
区分	単位	金額		備考
芝生広場	1回 1人につき	150円		
【馬頭町特産品生産施設】				
種別	区分	金額		
作陶室	1人1日	530円		
木工・竹工室	1人1日	530円		
灯油窯	1回	530円		
伝統工芸室	1日	530円		
【馬頭町観光乗馬施設】				
種別	区分	金額		
管理棟	2棟	月額 60,000円		
畜舎	2棟			
作業用建物	1棟			
馬場	丸馬場・角馬場・外周馬場			

使用料【産業】

現況の使用料(平成16年度)		調整の具体的内容	
【馬頭町県産材利用宿泊施設】 1. ペンションひろせ		【県産材利用宿泊施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
利 用	利 用 区 分	金 額	
宿泊 1 人 1 泊	大 人	3,000 円	
	小 ・ 中 学 生	2,000 円	
	幼 児	1,000 円	
宿泊の場合の利用料の額には、食事料、空調施設等利用料は含まれない。 幼児は3歳以上とし、3歳未満の幼児は無料とする。 宿泊の場合の利用時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。			
区 分	金 額		
厨 房・管 理 室	1月につき		150,000 円
【馬頭町営温泉浴場】		【町営温泉浴場】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
区 分	午前10時から午後5時まで	午後5時以降	
大 人	500 円	300 円	
中学生以下・70歳以上の者	300 円	200 円	
乳 幼 児	無 料	無 料	
【馬頭町定住センター】		【定住センター】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
区 分	金 額		
厨 房 等	1月につき		150,000 円
【馬頭町ふるさとセンター】		【ふるさとセンター】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
区 分	金 額		
休憩コーナー・和室・湯沸室	1月につき		105,000 円
【馬頭町地域情報発信施設】		【地域情報発信施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
区 分	金 額		
アイスクリーム加工室及び販売施設	1月につき		100,000 円

使用料【産業】				
現況の使用料(平成16年度)			調整の具体的内容	
【青少年旅行村】				
種別	利用区分	利用料	摘要	
集会休養棟 (カントリーホーム)	小・中学生1人1泊	300円		
	高校生1人1泊	400円		
	一般1人1泊	700円		
	休憩1室1日	3,000円		
コテージ(8人用)	1棟1泊	20,000円		
バンガロー	普通タイプ4人用1棟1泊	3,500円		
	普通タイプ6人用1棟1泊	5,000円		
	特殊タイプ4人用1棟1泊	4,500円		
	特殊タイプ6人用1棟1泊	6,000円		
	特殊タイプ9人用1棟1泊	7,000円		
テント(5人用)	1張1泊	1,500円	テントサイト込み	
テントサイト	1区画1泊	700円		
毛布	1枚1泊	100円		
サイクリング用 自転車	貸出1台1時間	100円		
テニスコート	1面昼1時間	500円	1時間未満は1時間 とみなす。	
	1面夜1時間(照明点灯時)	1,500円		
施設利用料	1人1回	50円	日帰り利用	
フィールド アスレチック	個人 1回	小・中学生	200円	
		一般	350円	
	団体及び旅行 村宿泊者1回	小・中学生	100円	団体は20人以上。
		一般	200円	
野外ステージ	1時間	700円	1時間未満は1時間 とみなす。	
	入場料を徴収する場合1時間	3,500円		
【交流促進施設】				
施設名	利用区分	利用料		
簡易宿泊施設(6人用コテージ)	1棟1泊	15,000円		
シャワー	1回	200円		
【青少年旅行村】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。				
【交流促進施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。				

使用料【産業】																			
現況の使用料(平成16年度)		調整の具体的内容																	
【小川町総合交流ターミナル施設】 1. 使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域農村文化体験施設(手づくり体験館)</td> <td>1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>農産物展示販売施設</td> <td>毎月売上げ金額の2%相当額、月額21,000円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	使用料	地域農村文化体験施設(手づくり体験館)	1時間につき 1,000円	農産物展示販売施設	毎月売上げ金額の2%相当額、月額21,000円を上限とする。	【総合交流ターミナル施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。											
施設区分	使用料																		
地域農村文化体験施設(手づくり体験館)	1時間につき 1,000円																		
農産物展示販売施設	毎月売上げ金額の2%相当額、月額21,000円を上限とする。																		
2. 利用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>利用料金の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊滞在施設(ふるさとロッジ)</td> <td>1棟1泊につき 10,000円</td> </tr> <tr> <td>交流用施設(ふるさと交流館)</td> <td>1時間につき 1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分	利用料金の上限額	宿泊滞在施設(ふるさとロッジ)	1棟1泊につき 10,000円	交流用施設(ふるさと交流館)	1時間につき 1,000円												
施設区分	利用料金の上限額																		
宿泊滞在施設(ふるさとロッジ)	1棟1泊につき 10,000円																		
交流用施設(ふるさと交流館)	1時間につき 1,000円																		
【まほろばの湯湯親館】 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">利用料の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">まほろばの湯湯親館</td> <td rowspan="3">浴室</td> <td>大人(中学生以上)</td> <td>1人につき 500円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>1人につき 300円</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>1人につき 無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">和室(8畳)</td> <td>1室3時間につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>		施設区分		利用料の上限		まほろばの湯湯親館	浴室	大人(中学生以上)	1人につき 500円	小学生	1人につき 300円	乳幼児	1人につき 無料	和室(8畳)		1室3時間につき	2,000円	【まほろばの湯湯親館】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
施設区分		利用料の上限																	
まほろばの湯湯親館	浴室	大人(中学生以上)	1人につき 500円																
		小学生	1人につき 300円																
		乳幼児	1人につき 無料																
和室(8畳)		1室3時間につき	2,000円																
【まほろば農園】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農園1区画(30㎡)当たり</td> <td>年額10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料	農園1区画(30㎡)当たり	年額10,000円	【まほろば農園】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。													
区分	使用料																		
農園1区画(30㎡)当たり	年額10,000円																		
【小川町特産品展示販売施設】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内に所在する団体又は町内に居住する者</td> <td>1日につき 2,100円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1月につき 21,000円</td> </tr> <tr> <td>町外に所在する団体</td> <td>1日につき 4,200円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	町内に所在する団体又は町内に居住する者	1日につき 2,100円	〃	1月につき 21,000円	町外に所在する団体	1日につき 4,200円	【特産品展示販売施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。									
区分	金額																		
町内に所在する団体又は町内に居住する者	1日につき 2,100円																		
〃	1月につき 21,000円																		
町外に所在する団体	1日につき 4,200円																		

使用料【産業】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【小川町ふるさと館】

室名	使用料	
	午前9時~正午	午後1時~5時
研修室	2,100円	2,100円
会議室(和室)	530円	530円
ギャラリー	530円	530円
暖房料	1,050円	冷房料 1,050円

【ふるさと館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

【小川町ふるさとの森公園】

種別	区分	金額
匠の館	午前9時から正午まで	1,580円
	正午から午後4時30分まで	1,580円
ふれあいの舎	1日1回につき	1,580円

【ふるさとの森公園】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

行為の種類	単位	使用料
行商、露店その他これらに類するもの 展示会、博覧会その他	1平方メートルにつき日額	30円
業としての写真及び映画撮影	日額	530円

【小川町カタクリ山公園】

種別	区分	使用料
駐車場	普通車以下(自動二輪車を除く)	500円
	大型車	1,500円

【カタクリ山公園】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

行為の種類	単位	使用料
行商、露店その他これらに類するもの 展示会、博覧会その他	1平方メートルにつき日額	30円
業としての写真及び映画撮影	日額	530円

駐車場の使用料

適用期間は、3月1日から5月31日までとする。

使用料【建設】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【馬頭町馬頭公園】

区 分	単 位	使 用 料
期 間 1 ヶ月以上使用	1日1平方メートル当たり	10円
1 日 単 位 で 使 用	1日1平方メートル当たり	20円

【馬頭公園】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

現況の使用料(平成16年度)			調整の具体的内容	
【馬頭町立美術館】			【美術館】	
1. 企画展観覧料			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
区 分	観 覧 料			
	個 人	団体(20人以上) 1人につき		
— 一般	500円	450円		
大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他に施設の学生、生徒	300円	270円		
中学校、小学校の生徒、児童	100円	90円		
2. 特別展観覧料				
区 分	観 覧 料			
	個 人	団体(20人以上) 1人につき		
— 一般	1,000円	900円		
大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生、生徒	600円	540円		
中学校、小学校の生徒、児童	200円	180円		
3. 撮影等料金				
区 分	料 金			
写 真 撮 影	1点1回につき	4,000円		
熟 覧	1点1回につき	1,000円		
そ の 他	教育委員会が別に定める額			
屏風は、一双を1点とする。 1そろいの卷子(巻物をいう。)は、1巻を1点とする。 対幅は、1幅を1点とする。 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。				
4. 施設使用料				
区 分	使 用 料			
レストラン及びショップ	月 額	100,000円		

使用料【教育】						
現況の使用料(平成16年度)					調整の具体的内容	
【馬頭町山村開発センター】					【山村開発センター】	
種別	基本使用料		追加使用料		備考	
	昼間	夜間	昼間	夜間		
研修室	630円	950円	160円	260円	1 基本使用料は、使用時間4時間までの額とする。 2 追加使用料は、超過時間1時間ごとに加算する額とする。 3 冷暖房使用料はそれぞれ50%を加算する。 4 小中学生は、半額とする。 5 町外者の利用は、使用料の2倍の額とする。	
和室(宿泊研修室)	320円	470円	110円	160円		
大会議室	3,150円	4,200円	840円	1,050円		
調理実習室	840円	1,260円	210円	320円		
使用料は無料。ただし、営利を目的とする使用又は私的の集会等の使用は使用料を徴収する。						
【馬頭町郷土資料館】					【郷土資料館】	
区 分		個 人		団体(20名以上) 1名につき		
一 般		1,000円		800円		
大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに関するその他の施設の学生、生徒		500円		400円		
中学校、小学校の生徒、児童		200円		100円		
入館料は無料。ただし、特別企画展は入館料を徴収する。						
【馬頭町子どもの森】					【子どもの森】	
種 別	区 分		金 額			
多目的広場	1日 1平方メートル		5円			
使用料は無料。ただし、営利を目的とする使用は使用料を徴収する。						
					現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

使用料【教育】						
現況の使用料(平成16年度)					調整の具体的内容	
【馬頭町総合体育館】					【総合体育館】	
1. 一般使用料					現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。	
使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日		
全競技場	750円	1,500円	1,500円	3,000円		
バスケットボール(1面)	150円	300円	300円	600円		
バレーボール(1面)	150円	300円	300円	600円		
バドミントン(1面)	100円	150円	150円	300円		
卓球(1台)	100円	150円	150円	300円		
トレーニングルーム(1人)	100円	150円	150円	300円		
2. 専用使用料						
(1) 入場料を徴収しない場合						
使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日		
営利又は宣伝を目的とする場合	10,500円	15,750円	21,000円	42,000円		
営利又は宣伝を目的としない場合	6,300円	8,400円	10,500円	21,000円		
(2) 入場料を徴収する場合						
使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全 日		
営利又は宣伝を目的とする場合	15,750円	23,100円	31,500円	63,000円		
営利又は宣伝を目的としない場合	10,500円	15,750円	21,000円	42,000円		
町民以外の者の使用については、上記金額の2倍相当額とする。 暖房費は、実費を徴収する。						

使用料【教育】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【馬頭町西体育館】

1. 一般使用料

使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全日
全競技場	150円	300円	300円	600円
バドミントン (1面)	100円	150円	150円	300円
卓球 (1台)	100円	150円	150円	300円

2. 専用使用料

(1) 入場料を徴収しない場合

使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全日
営利又は宣伝を目的とする場合	5,250円	7,880円	10,500円	21,000円
営利又は宣伝を目的としない場合	2,620円	3,940円	5,250円	10,500円

(2) 入場料を徴収する場合

使用時間 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時30分まで	全日
営利又は宣伝を目的とする場合	7,880円	11,550円	15,750円	31,500円
営利又は宣伝を目的としない場合	5,250円	7,880円	10,500円	21,000円

町民以外の者の使用については、上記金額の2倍相当額とする。

【馬頭町武道館】

時間	区分	料金
午前8時30分から午後0時30分まで	1室	530円
午後1時から午後5時まで	1室	530円
午後5時30分～午後9時30分まで	1室	840円

使用料は無料。ただし、営利を目的とする使用又は私的の集会等の使用は使用料を徴収する。

【西体育館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

【武道館】

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

使用料【教育】			調整の具体的内容	
現況の使用料(平成16年度)				
【馬頭町民水泳プール】			【町民水泳プール】	
1.個人使用料			現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	
区 分	単 位	使 用 料		
幼 児	1人1回につき	10円		
小学校及び中学校の児童生徒	1人1回につき	20円		
一般(高等学校の生徒を含む。)	1人1回につき	40円		
2.専用使用料				
区 分	使 用 料			
	少 年 の 部	一 般 の 部		
午前使用(午前10時から正午まで)	530円	1,580円		
午後使用(午後1時から午後4時30分まで)	1,050円	3,150円		
全日使用(午前10時から午後4時30分まで)	1,580円	4,730円		
備 考	少年の部とは中学校卒業以前の者とし、一般の部とは中学校卒業後の者をいう。			
【馬頭町民運動場】			【町民運動場】	
1.照明施設			現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。	
区 分	単 位	料 金		
A面全点灯	1回	2,500円		
A面2分の1点灯	1回	1,500円		
B面全点灯	1回	1,500円		
2.営利を目的とする使用				
時 間	料 金			
午前 正午まで	2,100円			
午後 午後6時まで	2,100円			
全日 午後6時まで	3,780円			
延長時間 1時間ごとに	630円			
使用料は無料。ただし、照明施設の使用及び営利を目的とした使用は有料				

使用料【教育】

現況の使用料(平成16年度)				調整の具体的内容
【馬頭町武茂地区運動広場】				<p>【武茂地区運動広場】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。</p> <p>【盛谷地区健康増進施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。</p> <p>【林業者等健康増進施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。</p> <p>【学校開放施設】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。</p>
区 分	単 位	金 額	備 考	
照 明 施 設 (武茂グラウンド)	1回	1,500円		
【馬頭町盛谷地区健康増進施設】				
区 分	単 位	金 額	備 考	
屋 内 運 動 場	1回	300円	夜間使用の場合に限る。	
【馬頭町林業者等健康増進施設】				
区 分	単 位	金 額	備 考	
照 明 施 設 (大山田グラウンド)	1回	1,500円		
【馬頭町学校開放施設】				
区 分	単 位	金 額	備 考	
屋 外 運 動 場	1回	無 料		
屋外運動場照明施設	1回	1,500円		
屋 内 運 動 場	1回	300円	夜間使用の場合に限る。	

使用料【教育】

現況の使用料(平成16年度)					調整の具体的内容	
【小川町中央公民館】					【中央公民館】	
室名	使用料				現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。	
	午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後5時30分~午後9時30分			
町民室	530円	530円	530円			
大会議室	3,150円	3,150円	3,150円			
調理実習室	1,580円	1,580円	1,580円			
和室	310円	310円	530円			
第1会議室	310円	310円	530円			
第2会議室	200円	200円	310円			
相談室	200円	200円	310円			
視聴覚室	200円	200円	310円			
金屏風 1回につき5,250円。ただし、結婚式に限り無料 暖房料 3,150円 冷房料 3,150円					【町民体育館】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。	
【小川町民体育館】						
種別	用区分	昼間		夜間	全日	時間外使用
		8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	8:30~21:30	8:30以前 21:30以降
1	入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	5,250円	9,450円	16,800円	31,500円	午前又は夜間使用料の1時間割使用料の5割増した金額
2	前項以外の場合	740円	1,370円	4,200円	6,300円	〃
使用料は原則として徴収しない。ただし、公用又は法令で定める体育振興及び公益上必要と認めるもの以外の使用は、使用料を徴収する。						

使用料【教育】						
現況の使用料(平成16年度)				調整の具体的内容		
【小川町立緑化運動公園】				【緑化運動公園】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。 【武道館】 現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。 【弓道場・御霊神社弓道場】 現行のとおり新町に引き継ぐものとする。		
種別		金額				
緑化運動公園 (営利を目的とした使用)	午前5時30分～正午まで		5,100円			
	正午～午後7時まで		5,100円			
	全日(午前5時30分～午後7時まで)		10,190円			
夜間照明	庭球場	1時間	510円			
	ソフトボール		1,020円			
	野球場	1時間30分	3,060円			
使用料は無料。ただし、町外者、照明施設の使用及び営利を目的とした使用は使用料を徴収する。						
【小川町武道館】						
種別	用区分	昼間	夜間	全日	時間外使用	
		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～21:30	9:00～21:30	9:00以前 21:30以降
1	入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は営利を目的とする場合	3,150円	5,250円	12,600円	21,000円	午前又は夜間使用料の1時間割使用料の5割増しした金額
2	前項以外の場合	740円	1,370円	4,200円	6,300円	〃
使用料は原則として徴収しない。ただし、公用又は法令で定める体育振興及び公益上必要と認めるもの以外の使用は、使用料を徴収する。						
【小川町弓道場・小川町御霊神社弓道場】						
区分		料金				
午前9時から正午まで(午前)		3,150円				
正午から午後5時まで(午後)		5,250円				
全日(午前9時から午後9時まで)		12,600円				
		21,000円				
使用料は原則として徴収しない。ただし、公用又は法令で定める体育振興及び公益上必要と認めるもの以外の使用は、使用料を徴収する。						

使用料【教育】

現況の使用料(平成16年度)

調整の具体的内容

【小川町民プール】

1. 一般使用

使用者区分	使用料	
高校生以上	1人1回につき	100円
中学生以下	1人1回につき	50円

幼児付添については、無料とする。

2. 専用使用

区分	専用使用料	
午前(午前9時30分~12時30分)	2,100円	
午後(午後1時~午後4時)	2,100円	
全日(午前9時30分~午後4時)	4,200円	

【小川町立小川中学校体育館兼講堂】

区分	使用料	備考
体育館兼講堂	1日(1回) 1,050円	夜間の使用料は、その倍額

【小川町立小学校体育館兼講堂、夜間照明施設】

区分	使用料	備考
体育館兼講堂	1日(1回) 1,050円	夜間の使用料は、その倍額
夜間照明施設	1時間以内	1,020円
	1時間を超え2時間以内	2,040円

【町民プール】

現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

【学校開放施設】(小中学校体育館兼講堂、夜間照明施設)

現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併後、速やかに類似の施設と調整するものとする。

部会	手数料の種類		現況		調整の具体的内容		
			馬頭町	小川町			
総務	地縁団体に関する証明手数料		1件	200円	1枚	200円	200円 / 件
	情報の開示に係る閲覧手数料				1件	200円	200円 / 件
	情報の開示に係る写しの交付手数料				1件	200円に写し1枚につき30円を加算した額(片面を1枚)	200円に写し1枚につき30円を加算した額(片面を1枚)
	土地に関する証明手数料		5筆まで	200円 (5筆を超えるものは1筆増すごとに20円を加算)	5筆まで	200円 (5筆を超えるものは1筆増すごとに20円を加算)	200円 / 件 (5筆を超えるものは1筆増すごとに20円を加算)
	家屋に関する証明手数料		1件	200円	5棟まで	200円 (5棟を超えるものは1棟増すごとに20円を加算)	200円 / 件 (5棟を超えるものは1棟増すごとに20円を加算)
	営業に関する証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	公課に関する証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	その他資産に関する証明手数料		1件	200円			200円 / 件
	公簿又は地図の閲覧手数料		1件	200円	1冊	200円	200円 / 冊
	住宅用家屋証明申請手数料		1件	950円		1,300円	1,300円 / 件
企画	自主制作テープダビング手数料	30分以内		1,500円			1,500円 / 件
		30分増す毎		500円			500円 / 件
住民生活	身分に関する証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	居住に関する証明手数料				1件	200円	200円 / 件
	印鑑登録証交付手数料		1件	300円			300円 / 件
	印鑑登録証再交付手数料		1件	300円		300円	300円 / 件
	印鑑証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	認可地縁団体印鑑登録証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件

部会	手数料の種類		現況		調整の具体的内容		
			馬頭町	小川町			
住民生活	住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料		1件	500円	1件	500円	500円 / 件
	住民票の写しの交付手数料(広域交付も含む)	世帯一部	1件	200円	1件	200円	200円 / 件
		世帯全部	1件	200円 (1世帯5人を超えるものは5人まで増す毎に100円を加算)	1枚	200円 (1枚増すごとに200円を加算)	200円 / 枚 (1枚増すごとに200円を加算)
	戸籍の附票の写しの交付手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	住民票記載事項証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	不在住証明手数料		1件	200円	1件	200円	200円 / 件
	住民票の閲覧手数料		1件	200円	1世帯	200円	200円 / 件
	外国人登録に関する証明手数料				1件	200円	200円 / 件
	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載された事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料		1通	450円	1通	450円	450円 / 件
	戸籍記載事項に関する証明書の交付手数料		証明事項1件につき	350円	証明事項1件につき	350円	350円 / 件
	除籍の謄本若しくは抄本又は除籍に記載された事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料		1通	750円	1通	750円	750円 / 通
	除籍記載事項に関する証明書の交付手数料		証明事項1件につき	450円	証明事項1件につき	450円	450円 / 件
	戸籍届出若しくは申請の受理に関する証明書の交付又は届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料		1通	350円 (法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	1通	350円 (法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)	350円 / 通 (法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
	戸籍法第48条第2項の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料		書類1件につき	350円	書類1件につき	350円	350円 / 件

部会	手数料の種類		現況				調整の具体的内容
			馬頭町		小川町		
住民生活	不在籍証明手数料		1件	350円	1件	200円	200円 / 件
	自動車臨時運行許可申請手数料		1両	750円	1両	750円	750円 / 件
保健福祉	介護保険サービス計画資料の複写	調査票	1件	50円			50円 / 件
		意見書	1件	50円			50円 / 件
産業	鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付手数料		1通	3,400円	1通	3,400円	3,400円 / 件
建設	優良宅地造成認定申請手数料	造成宅地の面積が 0.1ヘクタール未満のとき	1件	61,000円			86,000円 / 件
		0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満のとき					130,000円 / 件
		0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満のとき					190,000円 / 件
		0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満のとき					260,000円 / 件
		1ヘクタール以上 3ヘクタール未満のとき					390,000円 / 件
		3ヘクタール以上 6ヘクタール未満のとき					510,000円 / 件
		6ヘクタール以上 10ヘクタール未満のとき					660,000円 / 件
		10ヘクタール以上のとき					870,000円 / 件

部会	手数料の種類		現		況		調整の具体的内容
			馬頭町		小川町		
建設	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1件	4,500円			6,200円 / 件
		100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件	6,200円			8,600円 / 件
		500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件	9,000円			13,000円 / 件
		2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	25,000円			35,000円 / 件
		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件	31,000円			43,000円 / 件
		50,000平方メートルを超えるとき					58,000円 / 件
	良質住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	1件	4,500円			6,200円 / 件
		100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件	6,200円			8,600円 / 件
		500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件	9,000円			13,000円 / 件
		2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	25,000円			35,000円 / 件
		10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件	31,000円			43,000円 / 件
		50,000平方メートルを超えるとき					58,000円 / 件
	地籍調査に関する証明手数料	地籍図	1枚	1,000円			1,000円 / 枚
		集成図	1枚	1,000円			1,000円 / 枚
		1筆図	1枚	200円			200円 / 枚
		図根多角点網図	1枚	500円			500円 / 枚
		図根多角点座標値	1ヶ所2点以上につき	400円			400円 / 枚
		筆界点座標値	1筆	(数値法) 400円 (図解法) 200円			(数値測量地区) 400円 / 筆 (その他の地区) 200円 / 筆
その他のもの		1件	200円			200円 / 件 (閲覧を含む)	

部会	手数料の種類	現		況		調整の具体的内容
		馬頭町		小川町		
教育	図書館資料の複写	1枚	A3 30円 その他 20円			20円 / 枚
	税外収入の督促手数料	1通	100円	1通	100円	100円 / 通
	上記以外の証明手数料	1件	200円	1件	200円	200円 / 件

協議第 2 4 号

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目 1 7）

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 . 補助金、交付金等については、合併後、速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮した基準を設け交付するものとする。
- 2 . 同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 企画 分科会名 財政

協議事項	17 補助金、交付金等の取扱い	関連項目	
調整の方針	1. 補助金、交付金等については、合併後、速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮した基準を設け交付するものとする。 2. 同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。		

単位：円

平成16年度 (当初予算)		現 況		調整の具体的内容		
		馬 頭 町	小 川 町			
補 助 金	総 務	馬頭町大字自治会長連絡協議会	924,000		1. 補助金、交付金等については、合併後、速やかに公共的必要性、有効性、公平性を考慮した基準を設け交付するものとする。 2. 同一又は同種の補助金、交付金等については、団体の統合を促し、団体の理解及び協力を得て、統一に努めるものとする。	
		馬頭町婦人防火クラブ	355,000			
		馬頭小川交通安全協会	323,000	馬頭小川交通安全協会		110,000
				馬頭小川交通安全協会小川支部		250,000
				馬頭小川女性ドライバークラブ小川支部		60,000
		馬頭町交通安全母の会	50,000	小川町交通安全母の会		15,000
		馬頭町たばこ税確保対策協議会	120,000	烏山たばこ販売協同組合小川支部		361,000
		馬頭町結婚相談所	1,500,000	小川町結婚相談所		470,000
	住 民 生 活	自衛隊父兄会馬頭支部	25,000	小川町自衛隊父兄会		20,000
		馬頭町更生保護婦人会	36,000	小川町更生保護女性会		32,000
		馬頭町保健委員会	468,000			
		馬頭町産業廃棄物対策協議会	100,000			

平成16年度 (当初予算)		現 況		調整の具体的内容	
馬 頭 町		小 川 町			
補 助 金	保 健 福 祉 社	馬頭町老人クラブ連合会	800,000	小川町福寿会連合会	280,000
		単位老人クラブ(20件)	1,890,000	単位福寿会(12件)	720,000
				小川町母子寡婦福祉会	18,000
		馬頭町身体障害者福祉会	120,000	小川町身体障害者福祉会	63,000
		馬頭町心身障害者父母の会	63,000	小川町心身障害児者父母の会	27,000
		馬頭町民生児童委員協議会	373,000	小川町民生児童委員協議会	120,000
		馬頭町遺族会	90,000	小川町遺族会	40,000
		馬頭町社会福祉協議会	22,234,000	小川町社会福祉協議会	19,150,000
		馬頭町シルバー人材センター	3,600,000	小川町シルバー人材センター	3,400,000
	馬頭町母子愛育会連絡協議会	100,000			
	産 業			氏家地域農業青色申告会小川支部	35,000
		馬頭町認定農業者連絡協議会	45,000	小川町認定農業者協議会	80,000
		馬頭町農村生活研究グループ協議会	36,000	小川町農村生活研究グループ協議会	130,000
		病虫害防除対策協議会	270,000		
		八溝牛群検定組合	210,000	八溝牛群検定組合	90,000
				那珂川牛群検定組合	90,000
				小川町酪農協議会	190,000
			栃酪小川組合		

平成16年度 (当初予算)		現 況		調整の具体的内容		
		馬 頭 町	小 川 町			
				166,000		
補 助 金	産 業		酪農とちぎ那須地域酪農組合小川支部	94,000		
			小川町酪農青年部	105,000		
			塩那台地小川地区推進協議会	100,000		
			小川町土地改良区協議会	3,500,000		
		馬頭町林業振興会	40,000	小川町林業振興会	36,000	
				常円寺裏線林道愛護会	30,000	
		那珂川南部漁協馬頭支部	135,000	那珂川南部漁協小川支部	45,000	
		那珂川中央漁協馬頭支部	135,000	那珂川中央漁協小川支部	45,000	
		馬頭町商工会	9,200,000	小川町商工会	8,700,000	
				小川町青色申告会	50,000	
		馬頭町観光協会	7,700,000	小川町観光協会	1,000,000	
		道の駅運営協議会	100,000			
		馬頭町温泉保護開発協会	1,200,000			
		建設			小川町道路愛護会	10,000
					小川町河川愛護会	10,000
水道下			三輪地区農業集落排水処理施設維持管理組合	50,000		

平成16年度 (当初予算)		現 況		調整の具体的内容	
馬 頭 町		小 川 町			
補 助 金	教 育		小川町PTA連絡協議会	16,000	
		馬頭町教育会	41,000	小川町教育会	50,000
		馬頭町学校給食会	88,000		
		馬頭町奨学会	892,000		
		馬頭町文化協会	235,000	小川町文化協会	490,000
				三和天祭り保存会	330,000
				小川地囃子保存会	70,000
		馬頭町祝太鼓保存会	150,000	那須小川まほろば太鼓保存会	400,000
		馬頭町文化財愛護会	63,000	小川町文化財愛護協会	380,000
		馬頭町子ども会育成会連合協議会	135,000	小川町青少年育成協会	400,000
				ヤングボランティアクラブ	150,000
				ボーイスカウト育成会	100,000
		馬頭町婦人会	300,000	小川町婦人会	120,000
				小川町愛育会	70,000
		馬頭町体育協会	4,805,000	小川町体育協会	2,000,000
		小川町スポーツ少年団	850,000		
計	39件	58,951,000	52件	45,118,000	

平成16年度 (当初予算)		現 況		調整の具体的内容	
		馬 頭 町	小 川 町		
交 付 金	総 務		行政区(14件)	280,000	
		消防団分団(19件)	5,795,000	消防ポンプ自動車保有消防団分団(3件)	630,000
				小型動力ポンプ積載車保有消防団分団(8件)	1,200,000
		消防団本部	450,000	消防団本部	50,000
	建 設	馬頭町道路愛護会	120,000		
		馬頭町河川愛護会	216,000		
	計	4 件	6,581,000	4 件	2,160,000
合 計	4 3 件	65,532,000	5 6 件	47,278,000	

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目 2 0）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 . 人間ドック及び脳ドックについては、次のとおりとする。
 - (1) 助成の金額は費用の 7 割、上限は 30,000 円とし、助成金の交付は年 1 人 1 回とするものとする。
 - (2) 対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満 35 歳以上の被保険者とするものとする。
 - (3) 助成の対象は、人間ドック（単独）、脳ドック（単独）及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか 1 回とするものとする。
 - (4) 受診医療機関は、新町において指定するものとする。
- 2 . 国民健康保険運営協議会の委員の定数については 1 2 人とし、新町において選任するものとする。
- 3 . 国保高額療養費支給事務、療養費支給事務、国民健康保険被保険者健康指導事業及び出産、葬祭の給付に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 4 . 高額療養費貸付事業については現行制度を基本とし、貸付限度額については、馬頭町の例によるものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川 崎 和 郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 住 民 分科会 国 保

協 議 事 項	20 国民健康保険事業の取扱い	関連項目	
調整の方針	<p>1. 人間ドック及び脳ドックについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 助成の金額は費用の7割、上限は30,000円とし、助成金の交付は年1人1回とするものとする。</p> <p>(2) 対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満35歳以上の被保険者とするものとする。</p> <p>(3) 助成の対象は、人間ドック(単独)、脳ドック(単独)及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか1回とするものとする。</p> <p>(4) 受診医療機関は、新町において指定するものとする。</p> <p>2. 国民健康保険運営協議会の委員の定数については12人とし、新町において選任するものとする。</p> <p>3. 国保高額療養費支給事務、療養費支給事務、国民健康保険被保険者健康指導事業及び出産、葬祭の給付に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4. 高額療養費貸付事業については現行制度を基本とし、貸付限度額については、馬頭町の例によるものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
国民健康保険事業に関すること	健康診査事業 【目的】 人間ドック費用の一部を補助することにより被保険者の健康保持増進を図る。 【概要】 別紙「人間ドック・脳ドック事業実施状況」のとおり	健康診査事業 【目的】 人間ドック費用の一部を補助することにより被保険者の健康保持増進を図る。 【概要】 別紙「人間ドック・脳ドック事業実施状況」のとおり	助成の金額は費用の7割、上限は30,000円とし、助成金の交付は年1人1回とするものとする。 対象者は、国民健康保険税の滞納のない世帯の満35歳以上の被保険者とするものとする。 助成の対象は、人間ドック(単独)、脳ドック(単独)及び人間ドックと脳ドックを同時に受診した場合のいずれか1回とするものとする。 受診医療機関は、新町において指定するものとする。
	医療費通知事業 【目的】 医療費通知を送付することにより、医療費適正化に資する。 【概要】 国保連合会に作成を委託しており、連合会より送付のあったものを各個人に送付。	医療費通知事業 【目的】 医療費通知を送付することにより、医療費適正化に資する。 【概要】 国保連合会に作成を委託しており、連合会より送付のあったものを各個人に送付。	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
国民健康保険運営協議会に関すること	<p>【目的】 町長の諮問機関として国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>【概要】 構成組織・・・12人 被保険者を代表する委員4人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人 公益を代表する委員4人</p> <p>【諮問内容等】 1 国民健康保険に関する条例改正に関する事項 2 保険税に関する事項 3 国民健康保険特別会計に関する事項 4 その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項</p> <p>【委員報酬】 会長 年額 30,000円 会長職務代理者 年額 25,000円 委員 年額 22,000円</p>	<p>【目的】 町長の諮問機関として国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。</p> <p>【概要】 構成組織・・・12人 被保険者を代表する委員4人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人 公益を代表する委員4人</p> <p>【諮問内容等】 1 国民健康保険に関する条例改正に関する事項 2 保険税に関する事項 3 国民健康保険特別会計に関する事項 4 その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事項</p> <p>【委員報酬】 会長 年額 28,000円 会長職務代理者 年額 23,000円 委員 年額 19,000円</p>	国民健康保険運営協議会の委員の定数については12人とし、新町において選任するものとする。
国保高額療養費支給事務に関すること	<p>【目的】 被保険者が限度額を超えて医療費を支払った場合、その超えた額を申請により支給し、医療費の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】 1ヶ月間に医療機関で限度額（所得区分により自己負担限度額は異なる。）を超える自己負担額を支払った場合、その超えた分が申請により支給される。</p>	<p>【目的】 被保険者が限度額を超えて医療費を支払った場合、その超えた額を申請により支給し、医療費の負担軽減を図る。</p> <p>【概要】 1ヶ月間に医療機関で限度額（所得区分により自己負担限度額は異なる。）を超える自己負担額を支払った場合、その超えた分が申請により支給される。</p>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
療養費支給事務に関すること	<p>【目的】 国民健康保険被保険者に対し「療養の給付等」を行うことが困難であると認められるとき、療養の給付等に代えて支給する。</p> <p>【概要】 柔道整復師による施術を受けた場合。 あんま師、はり師、きゅう師マッサージ師による施術を受けた場合。（ただし、医師の同意を得て受けた場合に限る。） コルセット等治療用装具で療養費払いの取扱が行われている場合。 輸血の為に生血を求めた場合。 旅行中に急病にかかり保険医療機関がないため他の医療機関で治療を要した場合。 上記の場合などで該当し、療養費受給申請書に証拠書類を添付して提出され、それに対し療養費を支給する。</p>	<p>【目的】 国民健康保険被保険者に対し「療養の給付等」を行うことが困難であると認められるとき、療養の給付等に代えて支給する。</p> <p>【概要】 柔道整復師による施術を受けた場合。 あんま師、はり師、きゅう師マッサージ師による施術を受けた場合。（ただし、医師の同意を得て受けた場合に限る。） コルセット等治療用装具で療養費払いの取扱が行われている場合。 輸血の為に生血を求めた場合。 旅行中に急病にかかり保険医療機関がないため他の医療機関で治療を要した場合。 上記の場合などで該当し、療養費受給申請書に証拠書類を添付して提出され、それに対し療養費を支給する。</p>	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
国民健康保険被保険者健康指導事業に関すること	<p>【目的】 疾病を早期に発見し、重症化を防止する。被保険者の健康の保持増進を図る。 多受診や重複受診の健康への弊害を取り除くとともに、医療費の適正化を図る。</p> <p>【内容】 保健師による在宅訪問</p>	<p>【目的】 疾病を早期に発見し、重症化を防止する。被保険者の健康の保持増進を図る。 多受診や重複受診の健康への弊害を取り除くとともに、医療費の適正化を図る。</p> <p>【内容】 保健師による在宅訪問</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
出産、葬祭の給付に関すること	<p>【目的】 被保険者が出産した場合に世帯主に対し一時金を支給する。 被保険者が死亡した場合にその者の葬祭を行う者に支給する。</p> <p>【概要】 出生届に基づき、国保資格の確認後、出産育児一時金請求書を提出して貰い支給する。 出産育児一時金・・・300,000円 死亡届に基づき、国保資格の確認後、葬祭費請求書を提出して貰い支給する。 葬祭費・・・60,000円</p>	<p>【目的】 被保険者が出産した場合に世帯主に対し一時金を支給する。 被保険者が死亡した場合にその者の葬祭を行う者に支給する。</p> <p>【概要】 出生届に基づき、国保資格の確認後、出産育児一時金請求書を提出して貰い支給する。 出産育児一時金・・・300,000円 死亡届に基づき、国保資格の確認後、葬祭費請求書を提出して貰い支給する。 葬祭費・・・60,000円</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
高額療養費貸付事業	<p>【目的】 高額な医療費の支払い困難な者に対し、資金を貸し付けることにより福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【貸付限度額】 高額療養費の10分の9以内で50万円を超えない額。(1千円未満の端数は切捨て)ただし、その額が1千円未満の時は貸付しない。</p> <p>【貸付対象者】 馬頭町に住所を有し、高額療養費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主。</p> <p>【資金の額】 200万円</p> <p>【その他】 利子は無利子とする。 連帯保証人1名を必要とする。</p>	<p>【目的】 高額な医療費の支払い困難な者に対し、資金を貸し付けることにより福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【貸付限度額】 高額療養費の10分の9以内。 (1千円未満の端数は切捨て) ただし、その額が1万円未満の時は貸付しない。</p> <p>【貸付対象者】 小川町に住所を有し、高額療養費の支給対象となる被保険者の属する世帯の世帯主。</p> <p>【資金の額】 100万円</p> <p>【その他】 利子は無利子とする。 連帯保証人1名を必要とする。</p>	<p>高額療養費貸付事業については現行制度を基本とし、貸付限度額については、馬頭町の例によるものとする。</p>

人間ドック・脳ドック事業実施状況

	馬頭町	小川町
助成金額	一律30,000円の定額補助	一律25,000円の定額補助
医療機関	指定有り 人間ドック 飯塚医院 白寄医院 高野病院 那須中央病院 塩谷総合病院 那須南病院 自治医科大学健診センター 済生会宇都宮病院 脳ドック 那須脳神経外科病院 藤井脳外科病院 那須中央病院	指定有り 人間ドック 県保健衛生事業団 大田原赤十字病院 那須南病院 塩谷総合病院 宇都宮セントラルクリニック 国際医療福祉病院 脳ドック 那須脳神経外科病院 藤井脳外科病院 大田原赤十字病院 宇都宮セントラルクリニック 国際医療福祉病院
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者 ・満35歳以上 ・保険税の滞納のない世帯 ・過去1年間、精密検査を受けたことがない方。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者 ・満35歳以上(他保険加入者本人以外の被扶養者を含む) ・保険税の滞納のない世帯 ・当該年度の健康診断を受診した方、希望されている方を除く。
受診の取扱い	年度内に人間ドック及び脳ドックの一方を受診できる。	年度内に人間ドック及び脳ドックの両方を受診できる。
平成15年度予算額 (単位：千円)	3,600千円	5,700千円
平成15年度実績件数、金額 (単位：円)	受診者数 人間ドック 89人 脳ドック 27人 3,471,600円	受診者数 人間ドック 168人 脳ドック 36人 5,100,000円
その他		町有バスを利用して送迎を行っている。(栃木県保健衛生事業団のみ)

協議第 26 号

介護保険事業の取扱いについて（協定項目 21）

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．介護保険事業計画については、合併時までに策定するものとする。
- 2．第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新町において次期介護保険事業計画の策定の中で調整し、平成 18 年度から統一するものとする。
- 3．介護保険料の普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から国民健康保険税の例によるものとする。
- 4．介護保険料の減免については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に統一するものとする。
- 5．保険給付、社会福祉法人等による利用者負担の減額制度及び高額介護サービス事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

平成 16 年 12 月 16 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 保健福祉 分科会名 介護保険

協議事項	2 1 介護保険事業の取扱い	関連項目	
調整の方針	<p>1．介護保険事業計画については、合併時まで策定するものとする。</p> <p>2．第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、新町において次期介護保険事業計画の策定の中で調整し、平成18年度から統一するものとする。</p> <p>3．介護保険料の普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から国民健康保険税の例によるものとする。</p> <p>4．介護保険料の減免については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に統一するものとする。</p> <p>5．保険給付、社会福祉法人等による利用者負担の減額制度及び高額介護サービス事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>		

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
介護保険事業計画	<p>1．概要 介護保険法の規定により3年ごとに5年を1期として介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>2．介護保険事業計画期間 ・第2期 平成15年度から平成19年度まで</p>	<p>1．概要 介護保険法の規定により3年ごとに5年を1期として介護保険事業計画の見直しを行い、介護保険事業の基本計画を策定する。</p> <p>2．介護保険事業計画期間 ・第2期 平成15年度から平成19年度まで</p>	合併時まで第2期介護保険事業計画を策定するものとする。
介護保険料	<p>1．保険料算定期間 平成15年度から平成17年度</p> <p>2．第1号被保険者介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 10,000円 (生活保護、老齢福祉年金受給者) ・第2段階 17,600円 (世帯・本人非課税) ・第3段階 25,200円 (世帯課税・本人非課税) ・第4段階 32,700円 (本人課税・所得200万円未満) ・第5段階 40,300円 (本人課税・所得200万円以上で所得500万円未満) ・第6段階 47,800円 (本人課税・所得500万円以上) <p>課税(非課税)・・・町民税が課税(非課税)</p>	<p>1．保険料算定期間 平成15年度から平成17年度</p> <p>2．第1号被保険者介護保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1段階 12,600円 (生活保護、老齢福祉年金受給者) ・第2段階 19,600円 (世帯・本人非課税) ・第3段階 28,100円 (世帯課税・本人非課税) ・第4段階 36,500円 (本人課税・所得200万円未満) ・第5段階 45,000円 (本人課税・所得200万円以上で所得500万円未満) ・第6段階 50,600円 (本人課税・所得500万円以上) <p>課税(非課税)・・・町民税が課税(非課税)</p>	第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の策定の中で調整し、平成18年度から統一するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
普通徴収に係る納期	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 1月1日から同月31日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 1月1日から同月31日まで	合併年度は現行のとおりとし、翌年度から国民健康保険税の例によるものとする。
保険料の減免	1. 独自減免 第1号被保険者で当該年度の保険料段階が第2段階該当者で、次のすべて（アからオ）にあてはまる場合は、申請により、第1段階の保険料に減免する。 ア 生計を共にしている者全員が町民税世帯非課税であること。 イ 保険料をの減免を受けようとする年度分の町民税を課されている者の扶養を受けていないこと。 ウ その属する世帯の世帯員の資産等を活用しても、なお生活が困窮していること。 エ 介護保険施設入所者でないこと。 オ 生計を共にしている者全員の前年の収入金額の合計額が120万円以下であり、かつ、本人の前年の公的年金等及び給与等の収入金額の合計額が80万円以下であること。	1. 独自減免 第1号被保険者で当該年度の保険料段階が第2段階該当者で、次のすべて（アからオ）にあてはまる場合は、申請により、第1段階の保険料に減免する。 ア 第1号被保険者及びその属する世帯の全員について、本年度の町民税が非課税である者。 イ 保険料の減免を受けようとする年度分の町民税を課されている者の扶養となっていない者。 ウ 資産を活用してもなお生活が困窮している者。 エ 介護保険施設等の入所者でない者。 オ 第1号被保険者及びその属する世帯の全員について合計所得金額がない者。 カ 第1号被保険者及びその属する世帯の全員について、前年中の収入が1人世帯の場合は80万円以下とし、1人世帯を超える場合は、当該80万円に世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した金額以下である者。	合併年度は現行のとおりとし、翌年度から現行制度を基本に統一するものとする。

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
保険給付	<p>1. 保険給付</p> <p>(1) 居宅介護サービス 訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護（入浴サービス） 訪問看護（居宅における看護） 訪問リハビリテーション（居宅における機能訓練） 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 居宅管理指導 短期入所生活介護（ショートステイ） 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費（手すり、段差の解消等）</p> <p>(2) 施設介護サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>1. 保険給付</p> <p>(1) 居宅介護サービス 訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護（入浴サービス） 訪問看護（居宅における看護） 訪問リハビリテーション（居宅における機能訓練） 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 居宅管理指導 短期入所生活介護（ショートステイ） 痴呆対応型共同生活介護 特定施設入所者生活介護 福祉用具貸与 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費（手すり、段差の解消等）</p> <p>(2) 施設介護サービス 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設</p>	<p>2 町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
社会福祉法人等による利用者負担の減額制度	<p>1. 社会福祉法人等による利用者負担の減額制度 低所得者で特に生計が困難である要介護者等に対して、サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を減額する。</p> <p>(1) 減額対象介護保険サービス 訪問看護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設の施設サービス</p> <p>(2) 減額率 利用者負担の 1 / 2</p>	<p>1. 社会福祉法人等による利用者負担の減額制度 低所得者で特に生計が困難である要介護者等に対して、サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担を減額する。</p> <p>(1) 減額対象介護保険サービス 訪問看護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設の施設サービス</p> <p>(2) 減額率 利用者負担の 1 / 2</p>	<p>2 町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

事務事業名	現 況		調整の具体的内容
	馬頭町	小川町	
高額介護サービス事業	<p>1. 高額介護サービス事業 利用者が1割の定率利用者負担が著しく高額となった場合に、費用負担の家計に与える影響を考慮し、費用負担が一定額を上まらないう負担軽減を図るために行う保険給付である。</p> <p>1割負担の合計が一定額を超えた場合に、超えた分が払い戻される仕組みで、支給要件、基準額の設定に当ては、低所得者に対する配慮を踏まえて低い基準額が設定されている。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者等 (自己負担上限額15,000円) ・市町村民税世帯非課税者等 (自己負担上限額24,600円) ・その他の世帯 (自己負担上限額37,200円) 	<p>1. 高額介護サービス事業 利用者が1割の定率利用者負担が著しく高額となった場合に、費用負担の家計に与える影響を考慮し、費用負担が一定額を上まらないう負担軽減を図るために行う保険給付である。</p> <p>1割負担の合計が一定額を超えた場合に、超えた分が払い戻される仕組みで、支給要件、基準額の設定に当ては、低所得者に対する配慮を踏まえて低い基準額が設定されている。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者等 (自己負担上限額15,000円) ・市町村民税世帯非課税者等 (自己負担上限額24,600円) ・その他の世帯 (自己負担上限額37,200円) 	<p>2町に差異がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

協議第 27 号

電算システムの取扱いについて（協定項目 24）

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように電算システムの統廃合を図るものとする。

平成 16 年 12 月 16 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎 和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名

企画

分科会

協議事項	電算システムの取扱い	関連項目	
調整の方針	住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように電算システムの統廃合を図るものとする。		
基本的な考え方	1. 住民サービスや学校教育、行政効率の低下を招かないように十分な配慮をするものとする。 2. 既存の電算システムを極力活用するなどコストの削減に努めるものとする。 3. 独立した電算システムを除き、必要に応じシステム間や事務所間のネットワーク化を図るものとする。 4. 電子情報のセキュリティ対策を十分に講じるものとする。		

1. 電算システム

平成16年11月1日現在

区分	番号	電算システム名	電算システムの内容等	導入状況		システムごとの調整の方針	調整の具体的内容
				馬頭町	小川町		
住民サービスや学校教育に係わる電算システム	1	住民基本台帳ネットワークシステム	本人確認の情報提供やこれに係る事務処理を行うための全国規模のネットワークシステム			合併時に統合	住基システムとの接続を馬頭町に集約して事務所間をネットワーク化し、合併時の運用を図る。
	2	公的個人認証システム	住基ネットワークシステムを利用し、個人の特定を行うことにより、県知事が発行する電子証明の提供を受けることができるシステム			新町に引き継ぐ	公的個人認証の発行事務は、事務所の住民窓口で実施しなければならない事務であるため、現行のシステムを新町に引継ぐ。
	3	印鑑管理システム	印鑑登録のカードで印鑑証明の発行ができるシステム			合併時に再編	どこの住民窓口でも印鑑証明書を取得できるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	4	戸籍電算システム	戸籍の電子化により、戸籍証明を取得できるシステム。現在、2町ともシステムを構築中である。			合併時に再編	どこの戸籍窓口でも戸籍関係の証明書を取得できるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	5	住民情報システム	住民の異動等を管理するシステムで、住民に直接係る様々な電算システムと連動している。			合併時に再編	住民窓口サービスに直接係るシステムで他と連動しているため、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	6	国民年金システム	国民年金に係る受給資格の管理や受給者の情報照会ができるシステムで、国に専用回線で接続されている。			新町に引き継ぐ	国民年金に係る情報照会は合併後も必要となるので、現行のシステムを新町に引き継ぐ。
	7	住民税関係システム	住民税に係る賦課や異動処理、諸証明ができるシステム			合併時に再編	どこの税窓口でも住民税の相談や諸証明が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。

区分	番号	電算システム名	電算システムの内容等	導入状況		システムごとの調整の方針	調整の具体的内容
				馬頭町	小川町		
住民サービスや学校教育に係る電算システム	8	資産税関係システム	固定資産税に係る賦課や異動処理、諸証明ができるシステム			合併時に再編	どこの税窓口でも固定資産税の相談や諸証明が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	9	軽自動車税関係システム	軽自動車税に係る賦課や異動処理、諸証明ができるシステム			合併時に再編	どこの税窓口でも軽自動車税の相談や諸証明が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	10	収納関係システム	税金収納に係る消し込み処理、過誤納金管理等ができるシステム			合併時に統合	合併時に馬頭町のシステムに統合し、税金収納に係る事務は本庁舎のみで運用を図る。
	11	申告支援システム	確定申告に係る申告書作成を的確・効率的に行えるシステム			合併時に再編	どこの税窓口でも申告の相談が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	12	法人町民税システム	法人町民税に係る申告や賦課、諸証明ができるシステム			合併時に再編	どこの税窓口でも法人町民の相談や諸証明が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	13	滞納整理システム	納税の秩序を維持し、納税者の公平性を確保するため、町税等の滞納に係る照会、催告書の発布状況を管理できるシステム			合併時に再編	滞納整理に係る情報を共有化するため、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	14	国民健康保険関係システム	国保税に係る賦課や異動処理などができるシステム			合併時に再編	どこの税窓口でも国保税に係る相談が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	15	児童手当システム	児童手当の認定、変更、受給者管理、支給管理などに係るシステム			合併時に再編	どこの福祉窓口でも児童手当に係るサービスを受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	16	福祉関係システム	高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉に関する情報を総合的に連動させたシステム		x	合併時に再編	総合的に連動させたシステムであるため、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	17	支援費システム	障害福祉に係る支援費の支給管理や審査支払いができるシステム			合併時に再編	どこの福祉窓口でも支援費に係るサービスを受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	18	保育料システム	保育所利用に係る保育料の算定や保育台帳が作成ができるシステム			合併時に再編	福祉関係システムと連動できるシステムであることから、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
19	健康管理システム	各種の予防接種や検診などの結果を統合的に管理できるシステム。			合併時に再編	検診履歴などの情報を共有化し細やかなサービスが提供できるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。	

区分	番号	電算システム名	電算システムの内容等	導入状況		システムごとの調整の方針	調整の具体的内容
				馬頭町	小川町		
住民サービスや学校教育に係る電算システム	20	在宅支援システム	国保連合会から専用回線で送信される疾病に関するデータを保健師が活用できる支援システム			合併後に統合	当面の間は存続していくこととするが、合併後、半年を目安に機器を馬頭町に集約して運用を図る。
	21	町営住宅管理システム	町営住宅に係る入居者管理、料金管理などが行えるシステムであるが、それぞれのシステム内容は異なり独立している。			新町に引き継ぐ	入居者へのサービス低下を招くことのないよう、合併前に調整し、現行のシステムを新町に引継ぎ運用を図る。
	22	農地基本台帳システム	農家台帳や農用地台帳などを統合的に管理できるシステム			合併時に再編	農用地に係る相談が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	23	生産調整台帳システム	水田の生産調整に係る計画書作成や助成金・補償金計算などができるシステム			合併時に再編	どこの農務窓口でも生産調整に係る相談が受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	24	図書館蔵書管理システム	図書館利用者の貸出し、返却、予約等を円滑に行う独立したシステム			合併後に再編	両施設で等しくサービスを受けられるよう、合併後速やかにシステムを再構築し、ネットワーク化により運用を図る。
	25	学校教育用コンピュータシステム	児童生徒が学校教育の一環としてコンピュータを活用した学習やインターネットを体験できるシステム			新町に引き継ぐ	現行のシステムを新町に引き継ぎ運用を図るものとするが、合併後、学校間ネットワーク化等について検討する。
	26	老人保健システム	老人保健に係る受給者資格や給付状況などを統合的に管理するシステム。			合併時に再編	どこの老人保健窓口でも等しくサービスを受けられるようセキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	27	介護保険関係システム	介護保険に係る受給資格、給付管理収納管理等ができるシステム			合併時に再編	どこの介護保険窓口でも等しくサービスを受けられるよう、セキュリティ対策を高めたシステムの再構築、事務所間のネットワーク化により、合併時の運用を図る。
	28	認定支援システム	介護保険に係る要支援や要介護の認定を円滑に進めるためのシステムで、国に専用回線で接続されている。			合併時に統合	認定支援システムとの接続を馬頭町に集約して、合併時の運用を図る。
29	上下水道関係システム	上下水道（農業集落排水も含む）に係る料金計算や徴収消し込み処理ができるシステム			合併後に再編	どこの水道窓口でも等しくサービスを受けられるよう、合併後速やかにシステムを再構築し、事務所間のネットワーク化により運用を図る。	

区分	番号	電算システム名	電算システムの内容等	導入状況		システムごとの調整の方針	調整の具体的内容
				馬頭町	小川町		
行政の効率化に係る電算システム	1	人事・給与システム	人事管理や職員給与計算等を適切に行うためのシステムであるが、人事システムは運用されていない。			合併時に再編	人事・給与システムを再構築し、事務の効率化を図る。
	2	総合行政ネットワークシステム	電子自治体の基盤として国と地方を結ぶ行政専用のネットワークで、電子申請や届出等のオンラインが可能となるシステム			合併時に統合	総合行政ネットワークシステムとの接続を馬頭町に集約して事務所間をネットワーク化し、合併後の速やかな運用を図る。
	3	インターネットシステム	行政間での簡易な情報の伝達やホームページから行政情報を入手できるシステム。			合併時に統合	インターネットシステムの接続を馬頭町に集約して事務所間をネットワーク化し、合併時の運用を図る。
	4	グループウェアシステム	庁内での情報共有化や事務の効率化を図るためのシステム。			合併時に統合	グループウェアシステムを再構築、事務所間をネットワーク化し、合併時の運用を図る。
	5	財務会計関係システム	予算編成や予算管理、出納管理、決算などができるシステム。			合併時に統合	馬頭町の財務会計システムに統合、事務所間をネットワーク化し、合併時の運用を図る。
	6	起債システム	起債に係る台帳、一覧表、集計などが行えるシステム。			合併時に統合	馬頭町の起債システムに統合、事務所間をネットワーク化し、合併時の運用を図る。
	7	土木積算システム	土木事業に係る設計積算を適切に行うための独立したシステム			新町に引き継ぐ	特段の調整を要しないので、現行のシステムを新町に引き継ぐ。
	8	土地情報管理システム	地籍調査により得られた成果を電子データとして管理する独立したシステム			合併後に再編	合併後3年を目安にシステム再構築に向けた検討を行う。
	9	国保データベースシステム	国保の月報・年報作成や補助金実績報告書等を作成するための独立したシステム			合併後に統合	合併後1年を目安に機器を馬頭町に集約し運用する。
	10	国保連給付費請求システム	介護保険運営に係る介護報酬請求などの統合的なシステムで、馬頭町介護保険サービス事業所の管理運営に活用されている。		×	合併時に廃止	合併時に廃止する。

2. 電子情報のセキュリティ

指針・基準等の設置状況		調整の方針	調整の具体的内容
馬頭町	小川町		
		合併時に再編	2町で運用されている電子情報セキュリティの状況を踏まえ、合併時にセキュリティポリシーを策定し、電子情報と電子情報システムに関するセキュリティ方針と対策を明確にするものとする。

セキュリティポリシーとは、電子情報や電子情報システムの保護に関してどのように対処すべきかを示す包括的な規範のこと。

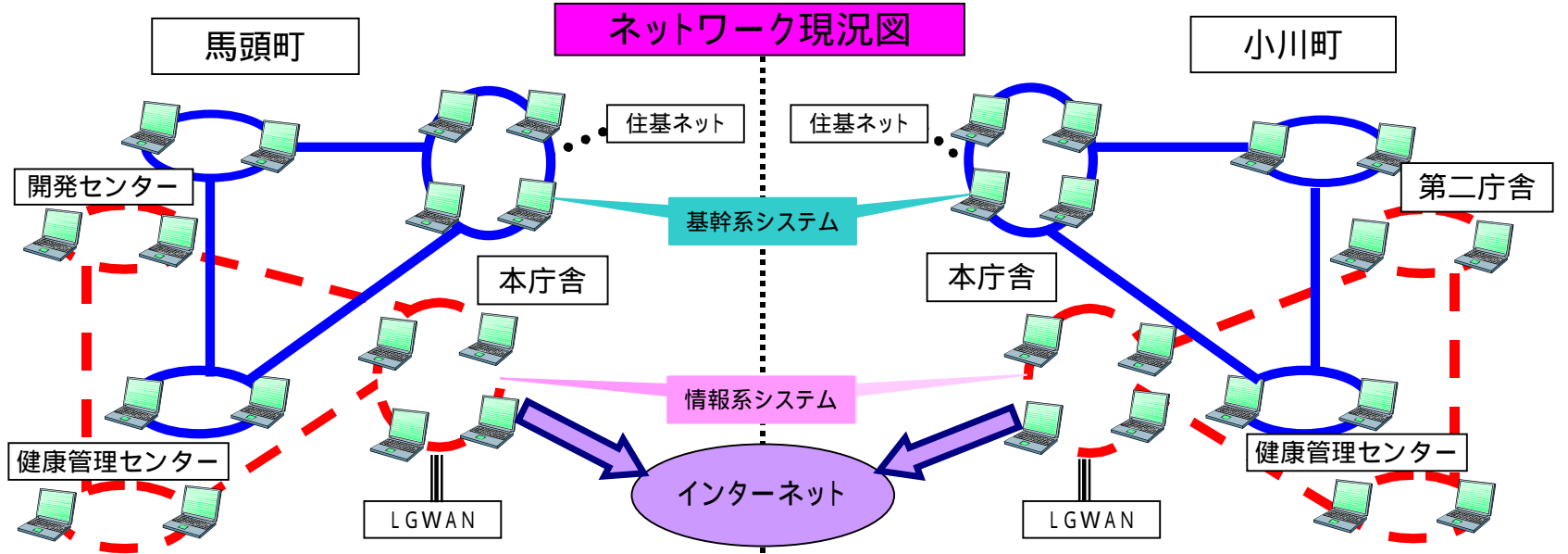
3. パソコン等の設置状況（平成16年11月1日現在）

単位:台

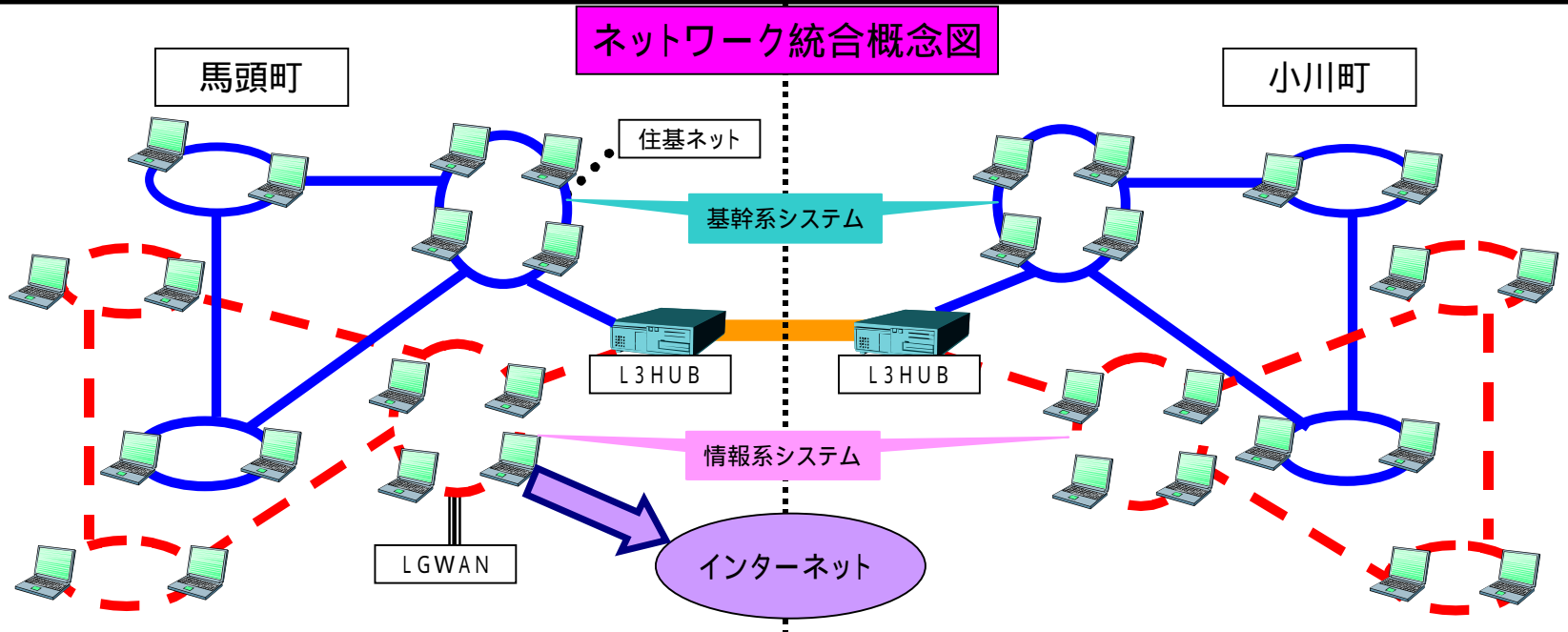
	基幹系	情報系	計
馬 頭 町	28	167	195
小 川 町	29	90	119
計	57	257	314

基幹系...住民情報・税務情報・財務会計等の業務の基幹となるLAN
 情報系...基幹系以外の日常業務に用いる庁内LAN

合併前



合併後



協議第 28 号

広報広聴関係事業について（協定項目 25 - 2）

広報広聴関係事業について、次のとおり提案する。

- 1．広報事業については、次のとおりとする。
 - (1) 広報は、毎月 1 回、10 日に発行するものとする。
 - (2) 公式ホームページは、合併時に開設するものとする。
- 2．広聴事業については、新町において調整するものとする。
- 3．町勢要覧の作成については、新町において調整するものとする。

平成 16 年 12 月 16 日提出

馬頭町・小川町合併協議会会長 川崎和郎

馬頭町・小川町合併協議会の調整方針

専門部会名 企画 分科会 広報広聴

協 議 事 項	2 5 各種事務事業の取扱い	関連項目	2 5 - 2 広報広聴関係事業
調 整 の 方 針	<p>1．広報事業については、次のとおりとする。 (1) 広報は、毎月1回、10日に発行するものとする。 (2) 公式ホームページは、合併時に開設するものとする。</p> <p>2．広聴事業については、新町において調整するものとする。</p> <p>3．町勢要覧の作成については、新町において調整するものとする。</p>		

区分	現 況		調整の具体的内容	
	馬 頭 町	小 川 町		
広報事業に関する事 こと	広 報 紙	<p>1 目 的 適切な情報提供を行い住民参加、住民主体のまちづくりを進める。</p> <p>2 広 報 名称 広報ばとう 発行 毎月1回10日発行 部数 4,500部 仕様 A4判 2色刷り(表紙と裏表紙は4色) 配布 自治会加入者は自治会から配布。未加入者は希望者へ郵送。</p>	<p>1 目 的 行政及び住民生活に関して必要な事項を住民に周知し理解と協力を得る。</p> <p>2 広 報 名称 広報おがわ 発行 毎月1回 1日発行 部数 2,600部 仕様 A4判 2色刷り(表紙と裏表紙は4色) 配布 自治会加入者は自治会から配布。未加入者は希望者へ郵送。</p>	<p>広報については、毎月1回、10日に発行するものとする。</p>
	公 式 ホ ー ム ペ ー ジ	<p>1 目 的 インターネットの媒体を利用し、行政情報や観光情報を発信する。</p> <p>2 開 設 平成14年3月</p> <p>3 接 続 数 月平均約2,500件</p> <p>4 サーバ ホスティング</p> <p>5 更 新 随時更新</p>	<p>1 目 的 インターネットの媒体を利用し、町の状況の周知を図る。</p> <p>2 開 設 平成14年8月</p> <p>3 接 続 数 月平均約1,900件</p> <p>4 サーバ ホスティング</p> <p>5 更 新 随時更新</p>	
広聴事業に関する事 こと	行 政 懇 談 会	<p>1 目 的 住民の声を町政に反映させるための懇談の場とするともに、重要課題の事務事業について町民に周知説明する場とする。</p> <p>2 方 法 町から自治会へ懇談会開催の依頼を行い、開催日時の調整を行う。併せて回覧により開催の周知を図る。町長以下執行部が懇談会に参加する。懇談会は自治会が主催することとし、自治会が準備や進行を行う。懇談会で回答できなかった項目や懇談会の結果報告は、文書で自治会へ通知する。</p>	<p>1 目 的 住民の声を調整に反映させるための懇談の場とするともに、重要課題の事務事業について町民に周知説明する場とする。</p> <p>2 方 法 町から自治会へ懇談会開催の依頼を行い、開催日時の調整を行う。併せて回覧により開催の周知を図る。町長以下執行部が懇談会に参加する。懇談会は町が主催するが準備や進行は自治会が行う。懇談会で回答できなかった項目や懇談会の結果報告は、文書で自治会へ通知する。</p>	<p>行政懇談会の開催については、新町において調整するものとする。</p>

区分	現 況		調整の具体的内容
	馬 頭 町	小 川 町	
広聴事業に関すること FAX・Eメール 町長への手紙	<p>1 目的 住民からの質問や意見、要望などを直接聴くことで住民の意向を行政に反映させる。</p> <p>2 取り扱い 原則として全て総務課長から閲覧し、町長または助役が対応を指示する。 匿名以外は、本人に返信する。 匿名でもEメールなど返信可能なときは返信する。 また、返信できなくとも必要であればケーブルテレビで回答する。</p>	<p>1 目的 「わたしの声」など住民からの質問や意見、要望などを直接聴くことで住民の意向を行政に反映させる。</p> <p>2 取り扱い 原則として町長が閲覧して対応を指示する。 匿名以外は、本人に返信する。 「わたしの声」とは、町への意見や要望が容易にできるようにしたもので、所定の封筒を用いれば郵送料金が無料となる。</p>	町長への手紙・FAX・Eメールなどの取り扱いについては、新町において調整するものとする。
その他 町勢要覧	<p>1 目的 町の状況を適切に捉えた要覧により町内外へのPRを図る。</p> <p>2 発行 概ね5年ごと</p> <p>3 部数 6,000部</p> <p>4 仕様 A4判 4色(資料 単色)</p> <p>5 配布 自治会加入者は自治会から配布。希望者には窓口で配布。</p>	<p>1 目的 町の姿を適切に捉えた要覧により町への理解と関心を深めてもらうとともに、町内外へのPRを図る。</p> <p>2 発行 概ね4年ごと</p> <p>3 部数 3,000部</p> <p>4 仕様 A4判(4色40頁 単色12頁)</p> <p>5 配布 自治会加入者は自治会から配布。希望者には窓口で配布。</p>	町勢要覧の作成については、新町において調整するものとする。